

皆様、こんにちは。自由民主党広島県議会議員団・県民会議、福山市選出の三好良治でございます。本日は、当選間もない私に、こうして質問の機会をお与えいただきまして、林議長を初め、先輩議員、また同僚議員の皆様方に心から感謝申し上げます。

私は、この四月の統一地方選挙におきまして、当議会で長らく活躍されてきました中津信義先生が、急遽、病に倒れられ、そのバトンを引き継いで、初当選させていただきました。中津先生に寄せられる多くの方々の御期待を引き続き私にお託しいただいた結果であります。こうした皆さんの思いの上に、今日こうして私が、この壇上に立たせていただいていることを決して忘れてはならないと思っております。中津先生の御意志をしっかりと引き継ぎ、今後も努力を重ねてまいりますことをお誓い申し上げます。

この場をおかりしまして、中津先生の一日も早い御回復をお祈り申し上げますとともに、先輩議員の皆様方におかれましては、一層の御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、質問に入らせていただきます。

質問の第一は、団塊ジュニア世代の果たす役割と対策についてであります。

私は、現在、三十九歳であります。昭和四十七年、第二次ベビーブームと言われる時代の真ただ中に生まれました。人口ピラミッドで言いますと、団塊の世代と言われる現在六十五歳前後の層に次ぐ、二番目に人口の多い世代であります。そして私たちは、この団塊の世代を親に持ち、またみずからも子育てに奮闘する、まさにこれから先、先頭に立ってこの国を支えていかなければならない世代であります。

これから、この団塊の世代の方々が、年金を受給され、医療費も増大し、また、介護を必要とする時代が本格的に到来する中、まず私たちは、そこをしっかりと支えていかなければなりません。

一方で、私たち自身が年金を受給し、多額の医療費や介護を必要とする年齢となったとき、すなわち、これから二十五年、三十年後、この国の人口ピラミッドはちょうど逆三角形となり、経済的に最も苦しい状況を迎えます。私たちは、そうした中で、みずからの生涯を終えていかなければならないという、悲しき宿命を負った世代でもあります。

こう考えますと、今後の二十五年・三十年が、まさに、この国にとっての正念場であり、将来に対する不安、現状への不満、こうした私たち世代の声なき声を拾い集め、県政にお届けすることも、私の重要な仕事だと確信いたしております。

社会は、男女を問わず、各年・各層がともに支え合って成り立つものではありませんが、特に、私たち団塊ジュニア世代が、どうやる気を持ち続けることができるかということが、今後の重要な政治テーマの一つになることに間違いはないと考えます。私たちが、やる気を持ち、元気で働ける社会をつくることは、高齢者にとっても、また子供たちにとっても、特に意味のあることだと認識いたしております。支える私たちが、盤石な土台の上に立ち、その支える手足にしっかりと力を込めることができる、そんな社会をつくるため、施策の実施を強く求めるものであります。

現在、知事は、人づくりを推進する中で、さまざまな取り組みを進めておられますが、とりわけ、私たち団塊ジュニア世代にぜひともエールを送っていただきたいと思っております。

そこで、人づくりを総合的に推進する観点から、私たち団塊ジュニア世代が果たす役割について、どう認識し、また、今後どのような対策を講じていただけるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第二は、「ひろしま未来チャレンジビジョン」の推進についてであります。

県におかれましては、毎年の取り組みの実績や成果を検証し、その結果により事業内容を不断に改善していく仕組みとして、施策マネジメント、いわゆるPDCAサイクルを導入されております。

PDCAサイクルは、無駄の排除や効率化ということだけでなく、危機感と希望を県民と共有し、なし崩し的、または、その場しのぎの行政から、信頼ある行政へと転換を図るための具体的な手法であると、私は評価するものであります。特に、県民の皆様にとり負担増をお願いしていかなければならない今日では、必要なシステムだと考えております。

しかしながら、このPDCAの導入については、私自身、有権者に語ってみましても、余り響かず、よく知られていないのが実情ではないかと考えます。

私は、その意図からいたしましても、県民の皆様にもっとこの概念と手法を伝えるべきであり、湯崎県政の肝いりの施策でもあるはずですから、それに見合ったコストもかけていくべきだと考えます。

そこで、PDCAサイクルの導入について、これまで県民の皆様に対して、どのように周知を図ってこられたのか、また、今後、どのように周知して、県民に対する県政への理解を深めていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、県では、ビジョンに掲げた目標の達成度をはかるため、成果目標を導入されましたが、これは県民に対して、十年後の広島県のあるべき姿を約束するものであり、私は、大変に勇気が必要なことだと考えております。

一度数字が出れば、できて当たり前、できなければだめとの評価が下されます。

そこで、まずは、このビジョンに掲げた目標の達成に向け、知事の意気込みをお伺いいたします。

また、一度設定した目標については、今言われておりますCO2削減や大震災、脱原発、TPPなどの外部要因により、時として目標を変更せざるを得ないときも出てくるものと考えます。長期的な達成目標であれば変える必要はないかもしれませんが、五年、十年のスパンといった計画であるならば、そのような事態もいたし方ありません。

また、目標とは、たびたびに変えるものではなく、変更するとしても、そのことを広く県民に伝え、理解を得なければならないと考えます。加えて、このままの状態にして手をこまねいていると、将来どんなひどい状況になるかという厳しいシミュレーション結果もしっかりと情報提供することにより、県民に危機感を共有してもらうことも、重要だと考えます。

私は、こうした地道な活動を通じて、ともにみずからの目標を磨き上げていくという感覚を持つことができれば、そのこと自体も、県民にとって大きな財産になるものと確信いたしております。

そこで、設定した成果目標を変更せざるを得ないものが出てきた場合、議会への対応も含め、県民に対して、どのように周知を図り、その理解を得ようと考えておられるのか、お伺いいたします。

質問の第三は、広島の子供たちに身につけさせなければならない品格や道徳観についてであります。

「ひろしま未来チャレンジビジョン」においては、将来の子供たちのあるべき姿として、グローバルな感覚を持った、たくましく生き抜くことのできる、そんな子供たちを育てるという目標が掲げられており、私も同じ思いであります。

しかし一方で、私は、より一層大切にしなければならないのが、日本人らしさをはぐくむことではないかと考えております。

グローバル、すなわち世界的規模を目指すのであれば、必ずその対角線にあるローカル、すなわち地域というものを、しっかりと自分自身の座標軸の中に持つことができる、日本人としての背骨づくりが

必要だと考えます。武士道精神とも称される日本古来よりの高い道德観、すばらしき伝統文化、祖先をとうとび、家族を思い、他人を思いやり、ふるさとを大切に作る心、勤勉さ、忠義に厚い心、わびさびといった日本人特有の美的感覚など、言葉では言い尽くせません。

今、こうした日本人としてのよさが薄れてきているとも言われておりますが、そうであるならば、なおのこと、我々は、そのことに正面から向かい合うべきであります。

そして、そのことは、国だけでなく、まさに生活の現場である地域、すなわち地方行政こそが、真剣に考え、あらゆる施策に組み込んでいかなければならない課題であると確信いたしてしております。

私も、来年、小学校に上がる子を持つ親であります。ぜひとも真剣に考えていただきたいテーマであります。

そこで、知事におかれましては、広島県の行政のトップとして、こうした思いにしっかりとおこたえいただきますよう、強く要望いたしますとともに、改めてグローバル社会が進展する中でも、日本人として、広島の子供たちに身につけさせなければならない品格や道德観とはどのようなものだとお考えになるのか、また、それを我が県の子供たちにどのようにはぐくんできこうと考えておられるか、御所見をお伺いいたします。

質問の第四は、東日本大震災復興基本法への対応等についてであります。

大震災への復旧支援につきましては、本議会におきましても、六月定例会、九月定例会において、大きなテーマとして取り上げられました。いよいよ復興に臨むに当たり、今回は、その理念についてお伺いしたいと思います。

本年六月に成立した東日本大震災復興基本法は、単なる被災地の復旧に終わることなく、日本の再生を目指す大きな視点に立ったものであると理解しております。

その際、本法みずからが言うように、行政の内外の知見が集約され、活用されることが重要であります。

一方で、従来から、政権が交代するごとと言っても過言ではないほど、さまざまな基本計画や基本方針が定められてまいりましたが、それは、この国の将来のあるべき姿というより、分野ごとの政策の羅列ではなかったかと感じております。

国は、本法において、二十一世紀半ばの我が国のあるべき姿を示す責務があると、みずからうたったものでありますので、これは、大変重要な意味があるものだととらえております。

我が国のあるべき姿、これを示すのは、国の責務であると規定されておりますが、国家を構成する我が広島県としても、当然参画すべきであり、あわせて、本法には、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有するとも規定されております。

国への働きかけも含め、我が県では、どのように対応していこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

また、同じく、本法の基本理念には、新たな地域社会の構築が行われなければならないと定められており、地域の特色ある文化を振興し、地域社会のきずなの維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策が行われるべきとも定められております。

新たな地域社会の構築といいますと、現在、大阪都構想や広域連合制度といった組織がえの話が華々しく語られております。

厳しい財政状況の中、効率性を高める観点は大変重要であります。しかし一方で、私は、足元をしつ

かりと固めることにも、もっと焦点を当てるべきだと考えます。望遠鏡で大空を見上げるだけでなく、時として、虫眼鏡で小さなほころびを見つけていくことも、地方行政の重要な役割であると確信するものであります。

まず、基礎自治体イコール市町村という現在の固定観念から一度離れて考えてみてもよいのではないのでしょうか。例えば、その下にある町内会、自治会については、現行法上、そのすべてが法的に位置づけられたものではなく、そもそも、災害時に対応し、しかも、今後は、新たな地域社会の構築に向けて、きずなを強化していかなければならないのであるならば、これらを法制化して、入会・脱会要件から始まり、役割や権限などについて明確な定めを行うことも考えられるのではないのでしょうか。

現在、町内会や自治会は、地域を思う心ある住民により、ほぼボランティアによってその運営が行われております。私たちは、こうしたとうい営みの上に地域が成り立っていること、その積み上げの上に我が国が成り立っていることをいま一度しっかりと認識すべきであります。

そこで、県が働きかけを行い、市町が町内会や自治会に係る条例等を制定するなどの独自の取り組みを促進してもよいのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

質問の第五は、T P P交渉に係る対策本部等の設置についてであります。

T P Pの問題につきましても、情報不足であること、手続を軽視していることなど、私自身、到底納得できないものであります。

また、その影響について、日本の農業や国民皆保険制度を初め、二十一の多岐にわたる分野において大変懸念される状況であります。

総理の発言を受けて、今後、関係国との外交交渉や協議の後、国会における承認と批准の決議を経て、協定が発効するというのが一般的なプロセスとなりますが、その段階が進むにつれて、情報も徐々に提供され、賛成派と反対派の溝は一層深まり、国民の不安はさらに増長されることになるのではないのでしょうか。

先日の韓国におけるF T Aに関する一連の報道もまだ記憶に新しいところであります。

また、協定が発効した場合は、約十年間にわたって、あらゆる分野において新たなルールが適用されることとなります。

成長戦略を掲げ、新たな分野の経済発展を手がける我が県にあっても、企業活動は停滞し、また起業精神も後退し、恩恵を受けるべき者であっても、むしろ、その不確実性、不安定性ゆえになかなか前に進めない状況が生じるなど、多大な影響が出るのではないかと心配しております。

T P Pの問題は、今後どうなっていくかまだわかりませんが、現時点において、我が県としても、何ができるか、何をしておくべきかということを考えておくことは必要ではないかと考えます。

既に、北海道においては、T P Pに係る情報収集、影響の分析、今後の対応等に係る全庁的な対策本部を立ち上げたともお聞きしておりますが、今回、我が県の運営の基本方針二〇一二においても、知事は、日本一強い県庁を目指すことを掲げられております。我が県も、負けないよう対応することが必要ではないかと考えます。

そこで、本県においても、県庁内にT P Pに関する全庁的な対策本部を立ち上げ、情報収集、情報管理、情報提供など迅速かつ機能的に行い、T P Pに対する問い合わせは県で対応できるといった体制をつくるべきではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

質問の第六は、自立できる農業を推進する農家等に対する支援についてであります。

現在、我が国の農業政策については、T P Pの議論も相まって、大きな転換期を迎えようとしております。こうした中、我が県では、昨年十二月に広島県農林水産業チャレンジプランを策定し、産業として自立できる農業を明確に打ち出し、その支援を行っているところであります。

私の地元、福山の沼隈町では、昭和二十九年に設立された沼隈町果樹園芸組合が、平成元年より十一年間かけて急傾斜地のブドウ園を平たん地に集約し、現在九十五戸のブドウ農家が年間約九百トンを出荷して、県内トップの生産量を誇っております。

このたび、この経営体制が高く評価され、本年度の農林水産祭において、全国からの参加者の中から、日本農林漁業振興会会長賞を受賞されたところであります。

担い手もまちに戻ってくる、将来へ希望が持てる、そのような農業経営が実践され、まさに、こうした取り組みは自立できる農業のモデルの一つになるのではないかと考えております。

一方、課題も抱えており、園内に張りめぐらされたかんがい用水路が水漏れを起こすなど、施設の老朽化が進んでおります。まさに、これから自立できる農業を目指し、集約化を進めていこうとする農家や団体に対する施設の維持管理に対する支援は、何よりも大切であると考えます。

そのためには、計画的な補修等による施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るなど、既存施設の維持管理の強化が求められております。

そこで、計画的な補修・更新のためのストックマネジメント計画の策定等について、県がノウハウを指導することで、農地や農業用施設を社会資本として保全し、また活用を図ることができるようにするなど、ソフト面、ハード面での支援が必要であると考えますが、御所見をお伺いいたします。

また、こうした支援に加えて、農林水産物の流通・販売におけるP R活動も重要だと考えます。

同じく、私の地元のカキ卸売業者では、新たなカキの調理方法やその調理器具などを組み合わせて一つの商品として販売するなど、新たな取り組みを始めておられます。

このように、広島の農林水産物の販路を拡大する取り組みに対して、例えば、商品のパッケージに知事みずからが出演するなどして、そのP R活動に御協力いただけないものでしょうか。知事を愛する県民、また日本じゅうの人々が必ずや商品を手にとっていただき、売り上げアップ間違いなしと確信しております。どうぞ御検討いただきますようお願い申し上げます。

質問の第七は、行政と住民の連携による公共土木施設の維持管理等の推進についてであります。

河川の清掃活動や道路の草刈りなど、地域住民がみずから公共土木施設の維持管理を行っている光景をよく目にいたします。住民の中にも、厳しい経済情勢を背景に、大切な財産をみずから守り、後世に残していくという気風が確実に芽生え始めているのではないのでしょうか。

現在、こうした活動は、地域におけるボランティア団体等が県の認定を受けることで河川や道路などの清掃や美化活動などを行う、ラブリバー制度やマイロードシステムといったアダプト活動と位置づけられ、十分ではないにせよ、その実績等に応じた手当もなされているとお聞きしております。

このような取り組みは非常によいものであり、多くのグループが結成され、認定されて各地で拡大していくよう期待するものであります。

また、その運用をさらに工夫することで、例えば、危険な交差点において子供たちの登下校時に地域の方々が安全対策を行うなどの取り組みに対しても、こうしたアダプト制度を柔軟に適用するなどして、交通安全施設等の整備など地域からの多様な公共事業要望に対して、できるかできないかという決断だけでなく、できるまでの間、行政と地域とがどう協力していけるかといった連携を探ることで、住民の

モチベーションも維持できるのではないかと考えております。

これからは、行政と住民とが互いに連携をとり、住民の納得と協力のもとに、思いやりを持って公共施設の管理体制を構築していくことが求められているのではないかと考えます。

そこで、まずは、このアダプト活動の今後の拡大について、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

質問の最後は、教育基本法等の周知徹底についてであります。

平成十八年、安倍内閣のもと、約六十年ぶりに教育基本法が全面改正され、それまで個人の権利尊重に偏っていたものから、公共の精神の尊重、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心といった文言が明記され、公共性を重視する姿勢が打ち出されました。

この法律は、この国の未来を担う子供たちをどのような人材に育てていこうとするのかという、極めて大切な方向性を定めた重要なものであります。しかしながら、教員や保護者等に対する周知徹底が十分に図られていないのではないかと、私は感じております。

先般、あるサークルからのお誘いで、現役の教員の方々も参加される討論会に、私もパネラーとして出席させていただきました。その席上、どんな子供たちを育てたいかとの問いに対して、その教員の方々からは、思いやりのある子にしたい、個性を前面に出せる強い子にしたい、問題を自分の力で解決できる子にしたいといった大変すばらしい意見が交わされました。真剣に語られる先生方の姿勢には、大変勇気づけられもいたしました。

しかし、その一方で、統一性が感じられなかったため、私はみずから、先生方は国家の要請である教育基本法の理念に基づいた教育をどのように進めておられるのかとの問いかけをいたしました。残念ながら、一つとして明快な答えは返ってまいりませんでした。

確かに、教育は、その性質上、教員の裁量にゆだねられる部分が大きいものであります。決して好き勝手にみずからの教育理念を推し進めるだけのものであってはならないのであります。

まず、教員には、国家の要請である教育基本法の精神をしっかりと熟知していただくよう、強くお願いするものであります。

また、私は、それだけではなく、保護者にも、みずからの子供たちがどのような基本理念のもとに教育を受けているのかということにもっと関心を持ってもらうべきであり、家庭の教育力の向上のためにも、県として、その周知徹底を図る必要があるのではないかと考えております。

さらに、教育基本法に基づく、我が県の教育振興基本計画と位置づけられている教育委員会主要施策実施方針や、知事がビジョンで提唱される、グローバルな感覚を持ったたくましい子供たちをつくる取り組みなども、あわせて周知することで、保護者や地域住民も、具体的な視点を持って学校をチェックし、また、学校を支えていけるのではないかと考えます。

教育委員会におかれましては、これまでも、県立学校長会議、市町教育長会議を初め、PTAなどの関係団体の研修会において、教育基本法の改正に伴う説明を行うなどの取り組みを実施してこられたことも承知いたしておりますが、現場の状況は、まさに先ほど申し上げたとおりであります。何かをしていかなければ、現状は変わらないのではないかと考えます。

そこで、これらの法律や県の教育施策の基本方針などについて、例えば、入学時のパンフレットや学校通信への掲載など、すぐにでもできるものもあるのではないかと考えますが、教育委員会におかれましては、教員を初め、保護者や地域住民に対して、どのように周知徹底を図っていこうと考えておられ

るのか、お伺いいたします。

以上が私の質問であります。大変厳しい政治経済情勢の中、我が県においても、政治や行政に対する県民の信頼をしっかりと構築していくためには、当たり前のように言われることではありますが、やはり現場にいる我々議員一人一人が、どれだけ県民の皆様の声を拾い集め、この県政の壇上へ届けることができるかということが勝負だと確信いたしております。

私は選挙で、皆様の思いをねじ曲げずに県に伝えますということを、お約束させていただきました。議席番号一番の最もひよっ子な私ではありますが、ひよっ子はひよっ子なりにできることもある、皆さんの思いをしっかりと伝えることぐらいはできる、その積み重ねが必ず県政の発展に貢献できる、そう信じて、また、みずからも、こつこつがコツであるということをしかりとモットーに、これから先、保守政党の一員として、信念のある強い政治を実現するため、精いっぱい努力を重ねてまいりますこととお誓い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○知事（湯崎英彦君） まず、団塊ジュニア世代の果たす役割と対策についての御質問でございます。

いわゆる団塊ジュニアと言われる三十歳代後半から四十歳前後の年齢層の方々、本県では約二十一人、人口構成比で約八%に上っております。

この世代は、経済的にも、年齢的にも、職場や地域を実質的に支える重要な役割を担っており、また、ボランティアやNPO活動などを通じて地域社会の現場を支える世代でもございます。加えて、まさに子育てを担っている世代でもあろうかと思えます。

このため、「ひろしま未来チャレンジビジョン」を実現し、活力ある広島を実現していく上において、非常に重要な役割を担っていただく世代であると大きな期待を寄せております。

県としては、こうした団塊ジュニア世代の方々にさらに活躍していただくため、例えば、男女がともに仕事も子育ても充実できる環境整備を推進すること、社会人・職業人としての資質あるいは能力の向上を図る環境づくりを進めること、また、地域を支えるNPO法人やボランティア活動を強化することなどの環境整備に最大限の取り組みを行い、ともに力を合わせ、広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかったと心から思える広島県を実現してまいりたいと考えております。

次に、ビジョンに掲げた目標の達成に向けた意気込みについてでございます。

未来チャレンジビジョンの成果目標は、おおむね十年後を見通して、県政のさまざまな分野において目指す姿を県民の皆様に具体的にお示しし、共有するとともに、その達成状況を明らかにすることをねらいとして設定したものでございます。

このため、事業の推進に当たりましては、施策マネジメントシステムによるPDCAサイクルを着実に回すことにより、成果目標の達成に県庁を挙げて取り組んでいく所存でございます。

一方、成果目標の多くは県職員だけで達成できるものではなく、むしろ、その実現に向けては、県民の皆様やNPO、企業などが主体となって、新たな広島県づくりに挑戦していただく必要があります。

このため、施策が着実に成果に結びつくよう施策マネジメントを強化するとともに、その取り組み状況を適宜お示しし、県政の透明感を高めることにより、県民の皆様の理解と御協力を得つつ、私が先頭に立って、引き続き全力で施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、広島の子供たちに身につけさせなければならない品格や道徳観についての御質問でございます。

広島県の児童生徒が、将来、国際社会で活躍するためには、社会性や規範意識をはぐくむこと、また、

伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが重要であると認識しております。

こうした認識のもと、学校では、道徳教育を通して、児童生徒の社会性、規範意識を醸成するなどの取り組みを行い、学校外では、児童の自律心、主体性やコミュニケーション能力を育てる集団体験活動などを推進しているところでございます。

また、小中学校段階では、日本人としての誇りと郷土愛をはぐくむため、郷土ひろしまの宝を探し、継承・発展させる取り組みを進めております。

さらに、高等学校段階では、他国の文化や生活習慣を理解し、相手を尊重する態度を育てるため、すべての学校で外国の学校と姉妹校提携し、交流する取り組みを進めております。

今後とも、日本人としての誇りと郷土愛がしっかりとはぐくまれ、かつ、グローバルな感覚も持ったたくましい子供たちが育っていくよう、未来チャレンジビジョンに示す人づくりの推進に努めてまいります。

次に、T P P協定交渉に係る対策本部等の設置についての御質問でございます。

T P P参加につきましては、自動車産業などグローバル経済に強く連鎖した輸出型産業のウエートが高い本県におきましても、関税が原則として撤廃されることにより、輸出が拡大するなど国際競争力の強化や県内生産の維持に寄与するものと考えております。

一方で、農業や医療、公共事業など、さまざまな分野での影響が考えられ、とりわけ農業におきましては、安価な輸入農産物の増加が予想されることなどから、少なからず影響があるものと考えております。

このため、関係部局において、情報収集などに努めているところでございますが、現時点では、国において十分な情報提供がなされているとは言いがたい状況でございます。

こうしたことから、T P Pへの参加の可否については、国において総合的な検討を行うとともに、十分な情報開示を行い、国民合意を得た上で判断するよう、引き続き、政府に対し、さまざまな機会をとらえて強く提案してまいりたく存じます。

御指摘の全庁的な対策本部の設置につきましては、今後の国の動向や意見集約の方向なども見きわめつつ、対応を検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○経営戦略審議官（田邊昌彦君） 二点についてお答え申し上げます。

まず、P D C Aサイクルの周知についてでございますけれども、事業の企画・立案から実行までのそれぞれの段階でP D C Aサイクルを回す施策マネジメントの構築に、今年度取り組んでいるところでございます。

そのねらいは、県が実施する事業の成果や目標の達成状況を点検評価することにより、効果的・効率的なものへと事業の改善を図り、ビジョンの推進につなげていくところでございます。

このシステムを実効性あるものにするためには、まず、県民起点に立った点検評価が重要であるとともに、県の取り組みに対する県民の皆様様の理解が必要であると考えております。

こうした観点から、「ひろしま未来チャレンジビジョン」において、P D C Aサイクルに基づく施策マネジメントの重要性などを明確にするとともに、事業レビューの実施などを通じ、県民の皆様へのP R

も行ってまいりました。

引き続き、施策マネジメントの取り組みの推進を図るとともに、県が目指す成果目標やその点検評価の結果、あるいは改善方策について、県民の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを進める中で、施策や事業がより効果的な方向へと改善され、成果が発現することにより、施策マネジメントの重要性とあわせ、県政に対する理解も一層促進されるものと考えております。

次に、ビジョンに掲げた目標の変更とその周知についてでございます。

成果目標は、県政の目指す姿を県民の皆様にお示しするものであり、また、PDCAサイクルの起点となる点において重要なものであると認識しております。

したがって、成果目標の設定に当たりましては、こうした観点からしっかりと検討を行うとともに、その達成に全力で取り組む必要があると考えております。

一方で、県政を取り巻く環境が刻々と変化する中では、成果目標についても、絶えず変化に適応させていく必要もでございます。

こうした成果目標の更新を初め、施策マネジメントの取り組み状況につきましては、年度の当初や決算の段階などで、県議会や県民の皆様にご理解いただけるよう、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

○地域政策局長（中山雅文君） 町内会などの機能強化に向けた対応について御答弁申し上げます。

東日本大震災からの復興の基本理念の一つである、地域の特色ある文化を振興し、地域社会のきずなの維持、強化を図っていくことは、豊かな地域社会を築いていく上で、最も重要な要素であると考えております。

地域社会において、きずなの役割を担っている町内会、自治会等は住民の自主的な参加のもとで活動が行われ、その組織や活動内容については、各団体において自主的に決定されてきたものであります。

したがって、市町がこれらの団体の役割や権限等を条例で定めることは、新たに住民に義務を課すといった面もあることから、慎重に対応すべきものと考えております。

一方で、これらの団体には、地域社会において住民同士のつながりを深めるために重要な役割を有しており、県としても、住民自治活動の先進事例を情報提供するなど、地域活動への参加意欲の向上や地域の実情に応じた自主的取り組みを促進してまいります。

○農林水産局長（富永嘉文君） 自立できる農業を推進する農家等に対する支援について御答弁申し上げます。

これまでに造成した農地やかんがい用水路などの農業用施設は、農業生産活動を支える基盤として大きな役割を担っておりますことから、こうした施設の故障などを未然に防ぐ取り組みが重要であると認識しております。

このため、本県においても、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを低減させるなど、ストックマネジメント手法を導入した対策に取り組んでいるところでございます。

また、施設を安定的に長期間にわたって活用していくためには、その施設を利用し管理している方々が適切な管理手法を十分理解することが重要でありますことから、ストックマネジメント手法の考え方

や日常管理・簡易補修についての研修を実施しているところです。

今後とも、産業として自立できる農業を支える農業生産基盤の長寿命化に向けまして、ストックマネジメント計画の策定や効果的な機能保全対策等、総合的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○土木局長（高垣広徳君） 行政と住民の連携による公共土木施設の維持管理等の推進についてお答え申し上げます。

アダプト制度は、地域住民の皆様方の自発的な活動により、道路や河川の美化清掃などを行う仕組みであり、県はこれまで、この制度を積極的に推進してまいりました。

平成二十年度からは、活動経費の一部を奨励金として交付するひろしまアダプト活動支援事業を実施しており、その結果、現時点で、認定団体数は六百五十二団体、参加人数は約二万五千六百人と事業開始前の三倍以上に拡大しております。

今後は、制度の一層の充実や普及を図るため、県内のアダプト活動団体を支援する目的で設立されたNPO法人ひろしまアダプトを活用し、活動団体への指導・助言や表彰など、アダプト活動がしやすい環境整備を進めてまいります。

また、市町との連携を一層強化し、県管理の道路・河川のみならず、幅広い公共施設を対象にアダプト活動を拡大していきたいと考えております。

今後とも、アダプト活動の推進を通じて、県民の公共土木施設への愛着心の醸成や、行政と住民との連携によるきめ細かい維持管理体制の構築に取り組んでまいります。

○危機管理監（本瓦 靖君） 東日本大震災復興基本法への対応について御答弁申し上げます。

東日本大震災は、被害が甚大であり、被災地域が広範にわたるなど大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであります。

このため、被災地域の復興や被災者支援に当たっては、国やすべての地方公共団体が相互に連携し、かつ、協力して取り組む必要があると認識しております。

本県では、港湾施設等の復旧や健康管理調査への協力のための職員派遣及びカキいかだの製作支援など、被災地の復旧・復興の支援に取り組んでいるところでございます。

また、国に対しましては、十一月に全国知事会を通じまして、一刻も早い産業の再生や生活の再建など、東日本大震災からの速やかな復興について強く要請したところでございます。

今後とも、単なる災害復旧にとどまらない対策及び災害を乗り越えるための施策の推進により、新たな地域社会の構築などを目指すという東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり、被災地の復興支援に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（下崎邦明君） 教育基本法等の周知徹底についてお答え申し上げます。

教育基本法や県のビジョン、教育委員会主要施策実施方針の趣旨や内容を、教職員はもとより、保護者や地域の方々に周知することは、県民総参加の教育改革を進めていく上で重要なことと考えております。

このため、教育委員会におきましては、法改正や県のビジョン等の策定の都度、県が主催する県立学校長会議や市町教育長会議、教職員研修、さらには、教職員が自発的に行う研究会等、あらゆる機会を

通じて周知を図ってきているところでございます。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、平成二十年度から、小中学校、高等学校及び特別支援学校の教員を対象として、順次、説明会を開催し、その際、あわせて教育基本法等の趣旨の徹底を図っているところであり、今後とも、あらゆる機会を通して周知徹底を図ってまいります。

さらに、保護者や地域に対しては、保護者向け広報誌「くりっぷ」や教育委員会のホームページに掲載したほか、PTA連合会主催の各種会議や研修を通して、タイムリーに周知を図ってきたところがございます。

今年度末には、ホームページのリニューアルを予定しているところであり、教育基本法や教育施策の方針等について、よりわかりやすく掲載するなど、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと考えております。